

証券コード 9969
平成28年6月14日

株主各位

名古屋市守山区向台三丁目1807番地

株式会社 ショクブン

代表取締役社長 川瀬 公

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市守山区向台三丁目1807番地
当社 1階会議室

3. 目的事項 報告事項

1. 第40期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第40期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

剰余金の処分の件

定款一部変更の件

取締役（監査等委員であるものを除く）7名選任の件

監査等委員である取締役4名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く）及び監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、本通知の添付書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.shokubun.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新興国経済に減速がみられたものの企業収益の改善などにより、景気に緩やかな回復がみられました。一方で、個人消費が十分に回復しきれていないこともあり、消費者の節約志向は依然として続いております。加えて、海外経済の減速、為替の影響に対する懸念もあり、先行きの不透明感が払拭しきれない状況にあります。

このような状況下において、当社グループは、「原点回帰」を掲げ、全社員の意識改革を行う一方、主力事業である個人宅配の販売システムなどの見直しを行いました。また、平成27年11月に主力商品である「エコクック」メニューの価格改定を実施いたしました。これらの施策による効果が寄与してきたことにより、経営状況等は改善の方向へ進んでおります。今後も、引き続き販売体制の強化に努め、安定した利益を確保できるように努めてまいります。

また、法人向け業務として展開している介護食事業は、その栄養バランスや使用食材の良さに加え、宅配システムによる利便性の高い点も評価いただいております。これまでの事業食部から法人部に改め、従来の「介護食」に、「学童食」、「事業所食」業務を加えることにより、総合食事サービス企業として「赤ちゃんからお年寄りまで」あらゆるお客様にご家庭の味を楽しんでいただけるような事業展開を実行してまいります。なお、幼・保一元化策による「学童食」は今後、売上の増加に寄与するものと思われま

す。  
当連結会計年度において、主力のメニュー商品売上高は、81億90百万円（前年度比97.3%）、特売商品売上高については、7億4百万円（前年度比99.7%）になりました。

上期においては、天候不順等に伴う一連の食品価格の値上りが続きましたが、生産性の向上と効率的な仕入体制の構築を目的としたシステム改善を行ったことに加えて、下期以降各種商品の仕入価格が安定化してきたことなどにより、売上原価率は60.8%とほぼ前年並み（前年度は60.4%）になりました。

また、販売費及び一般管理費は前年度より1億65百万円減少し、33億5百万円になりました。この主な理由は販売システムの見直し等、販売効率を高めたことにより、人件費、印刷費、燃料代など販売諸経費削減の効果が現れたことによります。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高が88億95百万円（前年度比97.5%）、経常利益は1億36百万円（前年度比226.3%）、親会社株主に帰属する当期純利益は1億34百万円（前年度は減損損失3億62百万円を計上したことにより、3億13百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）になりました。

### 商品別売上高の推移

（単位：百万円）

| 商品別    | 期 別 | 平成26年度                        | 平成27年度                                     |
|--------|-----|-------------------------------|--------------------------------------------|
|        |     | （平成26年4月1日から<br>平成27年3月31日まで） | （当連結会計年度）<br>（平成27年4月1日から<br>平成28年3月31日まで） |
| メニュー商品 |     | 8,419                         | 8,190                                      |
| 特売商品   |     | 706                           | 704                                        |
| 合 計    |     | 9,126                         | 8,895                                      |

### (2) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、長期借入金10億円の資金調達を行っており、この資金を、社債の償還や長期借入金の借換、返済に使用しております。

### (3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は1億80百万円で、その主なものはリース資産91百万円であります。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                                      | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度<br>(当連結会計年度) |
|------------------------------------------|--------|--------|--------|---------------------|
| 売上高(百万円)                                 | 9,608  | 9,318  | 9,126  | 8,895               |
| 経常利益(百万円)                                | 3      | 41     | 60     | 136                 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円) | △20    | 112    | △313   | 134                 |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)             | △1.73  | 9.48   | △27.12 | 14.04               |
| 総資産(百万円)                                 | 10,579 | 10,219 | 8,714  | 8,177               |
| 純資産(百万円)                                 | 3,502  | 3,573  | 2,074  | 2,033               |

#### (5) 対処すべき課題

翌連結会計年度のわが国経済は、新興国の経済状況や日銀のマイナス金利導入の影響等の将来への不確定要素により、投資や個人消費マインドの回復には不透明感があります。また原材料価格の上昇などのリスクもあることから、経営環境は依然として厳しい状況で推移することも予想されます。

このような状況の下、当社は来期で創業40年目を迎えることになり、いかなる環境にも対応できる経営体質を確立することが重要であると認識しております。従って、経営体制の見直しなど、人事の刷新を図ります。当社グループは、個人客向け宅配のシステム、法人向け業務の強化、仕入体制の再整備等一層の業務改善を図り、利益のあがる企業にしていまいります。加えて、当社グループの工場であるフレッシュセンターを増改築することで調理済食品など新製品の開発、製造を行うとともに、生産量、生産効率の両面から収益構造の改善に努めてまいります。

以上の結果、売上高94億68百万円（前期比6.4%増）、営業利益4億35百万円（前期比145.0%増）、経常利益3億81百万円（前期比180.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2億65百万円（前期比96.6%増）を見込んでおります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名         | 資本金   | 出資比率 | 主要な事業内容                                      |
|-------------|-------|------|----------------------------------------------|
| 株式会社食文化研究所  | 50百万円 | 100% | 献立作成及び食に関する研究開発等、食料品・雑貨品等の卸売並びに通販事業を行っております。 |
| 事業食サービス株式会社 | 50百万円 | 100% | 調理・給食業務の指導、介護食等事業食用献立の作成及び提案等を行っております。       |

(注) 事業食サービス株式会社は平成27年10月30日に介護食サービス株式会社から社名を変更しました。

(7) 主要な事業内容

| 会社名            | 主要な事業内容                                                                 |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 株式会社ショクブン (当社) | 当社は、夕食材料等の宅配を主要業務として行っております。また、フランチャイズ加盟会社へのメニュー企画等の提供及び経営指導なども行っております。 |
| 株式会社食文化研究所     | 献立作成及び食に関する研究開発等、食料品・雑貨品等の卸売並びに通販事業を行っております。                            |
| 事業食サービス株式会社    | 調理・給食業務の指導、介護食等事業食用献立の作成及び提案等を行っております。                                  |

(8) 主要な事業所及び工場並びに営業所

① 主要な事業所及び工場

|             |                         |
|-------------|-------------------------|
| 本 社         | 名古屋市守山区                 |
| 愛 知 支 社     | 名古屋市守山区                 |
| 三 重 支 社     | 三重県鈴鹿市                  |
| 岐 阜 支 社     | 岐阜県岐阜市                  |
| 東 京 支 社     | 東京都町田市                  |
| 大 阪 支 社     | 大阪府茨木市                  |
| 京 都 支 社     | 京都市南区                   |
| 滋 賀 支 社     | 滋賀県大津市                  |
| フレッシュセンター   | 愛知県春日井市 (肉・魚等の加工・パック工場) |
| 株式会社食文化研究所  | 名古屋市守山区                 |
| 事業食サービス株式会社 | 名古屋市守山区                 |

② 営業所

| 所 在 地 | 営 業 所 数 | 所 在 地   | 営 業 所 数 |
|-------|---------|---------|---------|
| 愛 知 県 | 21か所    | 神 奈 川 県 | 1か所     |
| 三 重 県 | 7か所     | 大 阪 府   | 7か所     |
| 岐 阜 県 | 6か所     | 京 都 府   | 5か所     |
| 東 京 都 | 2か所     | 滋 賀 県   | 1か所     |
|       |         | 計       | 50か所    |

(9) 従業員の状況

|          |             |
|----------|-------------|
| 従業員数 (名) | 前連結会計年度末比増減 |
| 676 [71] | 30名減        |

(注) パートタイマーは〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額

|                           |           |
|---------------------------|-----------|
| 借 入 先                     | 借 入 金 残 高 |
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行           | 1,377百万円  |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 876百万円    |

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,604,232株  
(自己株式 2,252,437株を除く)
- (3) 当事業年度末の株主数 3,785名
- (4) 大株主（上位10名の株主）

| 株主名            | 持株数     | 持株比率   |
|----------------|---------|--------|
| 川 瀬 公          | 2,313千株 | 24.08% |
| ショクブン取引先持株会    | 1,162千株 | 12.10% |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社  | 142千株   | 1.48%  |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行  | 131千株   | 1.37%  |
| 第一生命保険株式会社     | 117千株   | 1.22%  |
| ショクブン社員持株会     | 111千株   | 1.16%  |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 99千株    | 1.03%  |
| 株式会社名古屋銀行      | 92千株    | 0.96%  |
| 愛知スズキ販売株式会社    | 90千株    | 0.94%  |
| 朝日火災海上保険株式会社   | 80千株    | 0.83%  |

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。また自己株式は、上記大株主からは除いております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役

(平成28年3月31日現在)

| 地 位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                            |
|-----------|---------|---------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 川 瀬 公   | 株式会社食文化研究所（当社の子会社）代表取締役社長<br>事業食サービス株式会社（当社の子会社）代表取締役社長 |
| 常 務 取 締 役 | 熊 谷 勝 利 | 仕入製造担当                                                  |
| 常 務 取 締 役 | 小 川 典 秀 | 総務部長                                                    |
| 常 務 取 締 役 | 塚 本 一 郎 | 愛知支社長兼業務部長                                              |
| 取 締 役     | 市 川 房 男 | 仕入製造部長                                                  |
| 取 締 役     | 寺 田 栄一朗 | 法人部長                                                    |
| 取 締 役     | 大 西 孝 之 | 税理士                                                     |
| 取 締 役     | 走 井 新 五 |                                                         |
| 常 勤 監 査 役 | 仲 尾 孝 司 |                                                         |
| 監 査 役     | 林 一 伸   | 公認会計士                                                   |
| 監 査 役     | 奥 村 哲 司 | 弁護士                                                     |

- (注) 1. 取締役大西孝之及び走井新五の両氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役林一伸及び奥村哲司の両氏は、社外監査役であります。なお、奥村哲司氏は東京証券取引所等が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。  
 3. 監査役林一伸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 取締役経理部長榎本正樹は、平成27年7月31日をもって、辞任により退任いたしました。

##### (2) 当事業年度中の取締役及び監査役の地位・担当等の異動

| 氏 名   | 新地位及び担当         |   | 旧地位及び担当 |   | 異動年月日          |
|-------|-----------------|---|---------|---|----------------|
| 寺田栄一朗 | 取締役法人部長<br>(新任) | — | —       | — | 平成27年<br>6月26日 |
| 大西孝之  | 社外取締役<br>(新任)   | — | —       | — | 平成27年<br>6月26日 |
| 走井新五  | 社外取締役<br>(新任)   | — | —       | — | 平成27年<br>6月26日 |
| 奥村哲司  | 社外監査役           | — | 一時監査役   | — | 平成27年<br>6月26日 |



### (3) 当事業年度中に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分   | 支給人数 | 報酬等の額    |
|-------|------|----------|
| 取 締 役 | 10名  | 44,741千円 |
| 監 査 役 | 3名   | 11,832千円 |
| 合 計   | 13名  | 56,573千円 |

- (注) 1. 株主総会の決議による報酬限度額は、取締役年額2億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）（平成18年6月29日開催第30期定時株主総会決議）、監査役年額2,500万円以内（平成6年6月29日開催第18期定時株主総会決議）であります。
2. 上記のうち、社外取締役2名に対する報酬等の額は3,600千円であります。
3. 上記のうち、社外監査役2名に対する報酬等の額は5,280千円であります。
4. 上記支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。

### (4) 社外役員に関する事項

| 区分    | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                  |
|-------|---------|------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 大 西 孝 之 | 社外取締役就任後開催の取締役会8回の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。                        |
| 取 締 役 | 走 井 新 五 | 社外取締役就任後開催の取締役会8回の全てに出席し、企業経営の豊富な経験と幅広い見識を基に発言を行っております。                      |
| 監 査 役 | 林 一 伸   | 当期開催の取締役会13回の全てに出席し、また当期開催の監査役会5回の全てに出席しております。主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。 |
| 監 査 役 | 奥 村 哲 司 | 当期開催の取締役会13回の全てに出席し、また当期開催の監査役会5回の全てに出席しております。主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。   |

(注) 監査役林一伸氏は、代表取締役社長川瀬公の娘婿であります。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

21,000千円

#### ② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

21,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を明確に区分することが困難なため、上記の金額については、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の方針について

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

当社の内部統制システムの整備に関する基本方針は、以下のとおりであります。

### (1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ会社の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範を制定する。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。内部監査部門は総務部と連携の上コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締り委員会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等については、役職員が電話、電子メール等によって自由に総務部または監査役に通報や相談ができるよう通報者の保護を強化する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規定に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規定により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ、流通及び食品衛生管理等に係るリスク等会社を取り巻くリスクについては、それぞれの担当部署にて、情報の管理、研修の実施等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについてはすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、その目標達成のために各部門の業務担当取締役は具体的目標及び効率的な達成の方法を定め、ITを活用したシステムにより、その結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社の業務の適正を確保するため、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用する。グループの事業に関して責任を負う取締役に、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、総務部はこれらを横断的に推進し、管理する。

(6) 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。監査役

スタッフは監査役の指揮命令に従うものとする。

- (7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。上記の報告を行った当社及び子会社の取締役または使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

- (8) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

監査役から監査役の職務の執行について生ずる所要の費用の請求を受けた時は速やかにその費用を負担する。

- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持向上を図る。

- (10) 反社会勢力の排除に向けた体制

市民活動の秩序や安全の脅威となる反社会勢力には毅然とした態度で臨み、一切の関係遮断に向けた取組みを推進する。

#### (運用状況の概要)

内部統制システムの運用状況については、基本方針に基づき、四半期毎に内部統制システムの運用上見いだされた問題点等の是正・改善状況並びに必要なに応じて講じられた再発防止策への取組み状況を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

---

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目               | 金 額              |
|-----------------|------------------|-------------------|------------------|
| (資産の部)          |                  | (負債の部)            |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>809,991</b>   | <b>流動負債</b>       | <b>3,870,499</b> |
| 現金及び預金          | 587,156          | 買掛金               | 377,281          |
| 売掛金             | 46,262           | 短期借入金             | 1,730,000        |
| 原材料及び貯蔵品        | 144,886          | 1年内償還予定の社債        | 41,000           |
| 繰延税金資産          | 807              | 1年内返済予定<br>の長期借入金 | 1,187,253        |
| その他             | 31,001           | リース債務             | 78,807           |
| 貸倒引当金           | △122             | 未払法人税等            | 44,849           |
| <b>固定資産</b>     | <b>7,367,942</b> | 未払消費税等            | 38,401           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>6,621,611</b> | 賞与引当金             | 40,960           |
| 建物及び構築物         | 1,127,643        | その他               | 331,947          |
| 機械装置及び運搬具       | 5,891            | <b>固定負債</b>       | <b>2,274,030</b> |
| 工具、器具及び備品       | 36,731           | 長期借入金             | 2,026,324        |
| 土地              | 5,236,784        | リース債務             | 131,438          |
| リース資産           | 192,330          | 繰延税金負債            | 84,923           |
| 建設仮勘定           | 22,229           | 退職給付に係る負債         | 5,795            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>83,019</b>    | 資産除去債務            | 24,717           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>663,312</b>   | その他               | 831              |
| 投資有価証券          | 149,969          | <b>負債合計</b>       | <b>6,144,530</b> |
| 退職給付に係る資産       | 157,977          | (純資産の部)           |                  |
| 繰延税金資産          | 2,175            | <b>株主資本</b>       | <b>2,010,061</b> |
| その他             | 353,190          | 資本金               | 1,148,010        |
| <b>資産合計</b>     | <b>8,177,934</b> | 資本剰余金             | 1,488,147        |
|                 |                  | 利益剰余金             | 484,869          |
|                 |                  | 自己株式              | △1,110,965       |
|                 |                  | その他の包括利益累計額       | 23,343           |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金      | △5,249           |
|                 |                  | 退職給付に係る調整累計額      | 28,592           |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>      | <b>2,033,404</b> |
|                 |                  | <b>負債・純資産合計</b>   | <b>8,177,934</b> |

## 連結損益計算書

(平成27年4月1日から)  
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金      | 額         |
|-------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                   |        | 8,895,359 |
| 売 上 原 価                 |        | 5,411,793 |
| 売 上 総 利 益               |        | 3,483,566 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 3,305,912 |
| 営 業 利 益                 |        | 177,654   |
| 営 業 外 収 益               |        |           |
| 受 取 利 息 ・ 配 当 金         | 7,153  |           |
| そ の 他                   | 27,091 | 34,245    |
| 営 業 外 費 用               |        |           |
| 支 払 利 息                 | 67,779 |           |
| そ の 他                   | 8,023  | 75,803    |
| 経 常 利 益                 |        | 136,096   |
| 特 別 利 益                 |        |           |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 10,946 |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 63,339 | 74,286    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益   |        | 210,382   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 64,194 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 11,365 | 75,560    |
| 当 期 純 利 益               |        | 134,822   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |        | 134,822   |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)  
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

|                           | 株 主 資 本   |           |         |            |           |
|---------------------------|-----------|-----------|---------|------------|-----------|
|                           | 資本金       | 資本剰余金     | 利益剰余金   | 自己株式       | 株主資本合計    |
| 平成27年4月1日残高               | 1,148,010 | 1,488,147 | 426,882 | △1,110,838 | 1,952,202 |
| 連結会計年度中の変動額               |           |           |         |            |           |
| 剰余金の配当                    |           |           | △76,835 |            | △76,835   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |           |           | 134,822 |            | 134,822   |
| 自己株式の取得                   |           |           |         | △127       | △127      |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |           |           |         |            |           |
| 連結会計年度中の変動額合計             | —         | —         | 57,986  | △127       | 57,859    |
| 平成28年3月31日残高              | 1,148,010 | 1,488,147 | 484,869 | △1,110,965 | 2,010,061 |

|                           | その他の包括利益累計額      |                  |                   | 純資産合計     |
|---------------------------|------------------|------------------|-------------------|-----------|
|                           | その他有価証券<br>評価差額金 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括<br>利益累計額合計 |           |
| 平成27年4月1日残高               | 35,028           | 87,644           | 122,672           | 2,074,874 |
| 連結会計年度中の変動額               |                  |                  |                   |           |
| 剰余金の配当                    |                  |                  |                   | △76,835   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |                  |                  |                   | 134,822   |
| 自己株式の取得                   |                  |                  |                   | △127      |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △40,277          | △59,052          | △99,329           | △99,329   |
| 連結会計年度中の変動額合計             | △40,277          | △59,052          | △99,329           | △41,470   |
| 平成28年3月31日残高              | △5,249           | 28,592           | 23,343            | 2,033,404 |

# 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

## (1) 連結の範囲に関する事項

子会社は株式会社食文化研究所及び事業食サービス株式会社の2社であり、全て連結しております。

## (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

## (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は、一致しております。

## (4) 会計方針に関する事項

### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### ② 重要な減価償却資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）……定額法

その他の有形固定資産……………定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |         |
|-----------|---------|
| 建物        | 15年～38年 |
| 工具、器具及び備品 | 4年～15年  |

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は自社利用ソフトウェアの5年であります。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### ③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。



④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（4年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度より費用処理しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金の利息

ハ. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避するため、金利スワップ取引を行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段は、特例処理の要件を満たしており有効性はあるため、特段の評価は行っておりません。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 当該会計基準等の名称

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、  
「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）  
及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）

(2) 当該会計方針の変更の内容

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、  
「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）  
及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

|         |             |
|---------|-------------|
| 建物及び構築物 | 351,480千円   |
| 土地      | 1,684,779千円 |
| 合計      | 2,036,259千円 |

② 担保に係る債務

|               |             |
|---------------|-------------|
| 短期借入金         | 930,000千円   |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 812,936千円   |
| 長期借入金         | 1,409,511千円 |
| 合計            | 3,152,447千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,155,132千円

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 11,856,669株

(2) 配当に関する事項

① 配当金の支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日       |
|----------------------|-------|----------------|------------------|------------|-------------|
| 平成27年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 38,417         | 4.0              | 平成27年3月31日 | 平成27年6月29日  |
| 平成27年10月30日<br>取締役会  | 普通株式  | 38,417         | 4.0              | 平成27年9月30日 | 平成27年11月30日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 議案の提案                | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-------|------------------|------------|------------|
| 平成28年6月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 38,416         | 利益剰余金 | 4.0              | 平成28年3月31日 | 平成28年6月30日 |

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入や社債発行により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金は、ほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）に係る資金調達を目的としたものであり、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。また、一部の長期借入金の金利の変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引（金利スワップ）は実需の範囲で行うこととしております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

|            | 連結貸借対照表計上額(*) | 時価(*)       | 差額     |
|------------|---------------|-------------|--------|
| ① 現金及び預金   | 587,156       | 587,156     | —      |
| ② 売掛金      | 46,262        | 46,262      | —      |
| ③ 投資有価証券   |               |             |        |
| その他有価証券    | 121,949       | 121,949     | —      |
| ④ 買掛金      | (377,281)     | (377,281)   | —      |
| ⑤ 短期借入金    | (1,730,000)   | (1,730,000) | —      |
| ⑥ 未払法人税等   | (44,849)      | (44,849)    | —      |
| ⑦ 未払消費税等   | (38,401)      | (38,401)    | —      |
| ⑧ 社債       | (41,000)      | (41,307)    | 307    |
| ⑨ 長期借入金    | (3,213,577)   | (3,226,863) | 13,286 |
| ⑩ リース債務    | (210,245)     | (204,780)   | △5,465 |
| ⑪ デリバティブ取引 | —             | —           | —      |

(\*) 負債に計上されているものについては（ ）で示しております。

#### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法

##### ①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

④買掛金、⑤短期借入金、⑥未払法人税等及び⑦未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑧社債、⑨長期借入金及び⑩リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑪デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額11,504千円）及び投資事業有限責任組合への出資（連結貸借対照表計上額16,515千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいことから、記載しておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 211円72銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 14円4銭   |

## 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額               |
|-----------------|------------------|-----------------|-------------------|
| (資産の部)          |                  | (負債の部)          |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>665,317</b>   | <b>流動負債</b>     | <b>3,870,005</b>  |
| 現金及び預金          | 447,334          | 買掛金             | 369,728           |
| 売掛金             | 45,353           | 短期借入金           | 1,730,000         |
| 原材料及び貯蔵品        | 141,772          | 1年内償還予定の社債      | 41,000            |
| 前払費用            | 25,257           | 1年内返済予定の長期借入金   | 1,187,253         |
| その他             | 5,722            | リース債務           | 78,807            |
| 貸倒引当金           | △122             | 未払金             | 157,508           |
| <b>固定資産</b>     | <b>7,396,066</b> | 未払費用            | 130,867           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>6,588,710</b> | 未払法人税等          | 40,238            |
| 建物              | 1,078,026        | 未払消費税           | 35,895            |
| 構築物             | 49,411           | 未払受取金           | 50,970            |
| 機械装置            | 3,917            | 預り金             | 7,525             |
| 車両運搬具           | 1,509            | 賞与引当金           | 40,000            |
| 工具、器具及び備品       | 36,413           | その他の            | 211               |
| 土地              | 5,204,871        | <b>固定負債</b>     | <b>2,255,698</b>  |
| リース資産           | 192,330          | 長期借入金           | 2,026,324         |
| 建設仮勘定           | 22,229           | リース債務           | 131,438           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>82,655</b>    | 繰延税金負債          | 72,393            |
| 借地権             | 5,999            | 資産除去債務          | 24,717            |
| ソフトウェア          | 32,614           | その他             | 824               |
| その他             | 44,041           | <b>負債合計</b>     | <b>6,125,704</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>724,701</b>   | (純資産の部)         |                   |
| 投資有価証券          | 149,969          | <b>株主資本</b>     | <b>1,940,929</b>  |
| 関係会社株式          | 105,171          | 資本金             | 1,148,010         |
| 出資金             | 166              | 資本剰余金           | 1,488,147         |
| 長期前払費用          | 3,430            | 資本準備金           | 211,806           |
| 前払年金費用          | 118,026          | その他資本剰余金        | 1,276,341         |
| その他             | 347,938          | <b>利益剰余金</b>    | <b>415,738</b>    |
| <b>資産合計</b>     | <b>8,061,384</b> | 利益準備金           | 115,004           |
|                 |                  | その他利益剰余金        | 300,733           |
|                 |                  | 固定資産圧縮積立金       | 84,480            |
|                 |                  | 繰越利益剰余金         | 216,253           |
|                 |                  | <b>自己株式</b>     | <b>△1,110,965</b> |
|                 |                  | 評価・換算差額等        | △5,249            |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金    | △5,249            |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>    | <b>1,935,680</b>  |
|                 |                  | <b>負債・純資産合計</b> | <b>8,061,384</b>  |

# 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額       |
|-----------------------|-----------|
| 売 上 高                 | 8,882,194 |
| 売 上 原 価               | 5,422,231 |
| 売 上 総 利 益             | 3,459,962 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 3,330,520 |
| 営 業 利 益               | 129,442   |
| 営 業 外 収 益             |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 85,646    |
| 投 資 有 価 証 券 運 用 益     | 10,586    |
| そ の 他                 | 15,532    |
| 営 業 外 費 用             |           |
| 支 払 利 息               | 67,156    |
| 社 債 利 息               | 614       |
| そ の 他                 | 8,023     |
| 経 常 利 益               | 165,411   |
| 特 別 利 益               |           |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 10,946    |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 63,339    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 239,698   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 46,331    |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 10,322    |
| 当 期 純 利 益             | 183,044   |

## 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)  
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本      |          |           |           |         |                       |
|-------------------------|-----------|----------|-----------|-----------|---------|-----------------------|
|                         | 資本金       | 資本剰余金    |           |           | 利益剰余金   |                       |
|                         |           | 資本準備金    | その他資本剰余金  | 資本剰余金合計   | 利益準備金   | その他利益剰余金<br>固定資産圧縮積立金 |
| 平成27年4月1日残高             | 1,148,010 | 611,806  | 876,341   | 1,488,147 | 115,004 | 80,701                |
| 事業年度中の変動額               |           |          |           |           |         |                       |
| 準備金から剰余金への振替            |           | △400,000 | 400,000   | —         |         |                       |
| 剰余金の配当                  |           |          |           |           |         |                       |
| 当期純利益                   |           |          |           |           |         |                       |
| 固定資産圧縮積立金の積立            |           |          |           |           |         | 3,778                 |
| 自己株式の取得                 |           |          |           |           |         |                       |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |           |          |           |           |         |                       |
| 事業年度中の変動額合計             | —         | △400,000 | 400,000   | —         | —       | 3,778                 |
| 平成28年3月31日残高            | 1,148,010 | 211,806  | 1,276,341 | 1,488,147 | 115,004 | 84,480                |

|                         | 株主資本     |         |            |           | 評価・換算差額等             |                | 純資産合計      |
|-------------------------|----------|---------|------------|-----------|----------------------|----------------|------------|
|                         | 利益剰余金    |         | 自己株式       | 株主資本合計    | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |            |
|                         | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 |            |           |                      |                |            |
| 平成27年4月1日残高             | 113,823  | 309,529 |            |           |                      |                | △1,110,838 |
| 事業年度中の変動額               |          |         |            |           |                      |                |            |
| 準備金から剰余金への振替            |          |         |            | —         |                      |                | —          |
| 剰余金の配当                  | △76,835  | △76,835 |            | △76,835   |                      |                | △76,835    |
| 当期純利益                   | 183,044  | 183,044 |            | 183,044   |                      |                | 183,044    |
| 固定資産圧縮積立金の積立            | △3,778   | —       |            | —         |                      |                | —          |
| 自己株式の取得                 |          |         | △127       | △127      |                      |                | △127       |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |          |         |            |           | △40,277              | △40,277        | △40,277    |
| 事業年度中の変動額合計             | 102,429  | 106,208 | △127       | 106,081   | △40,277              | △40,277        | 65,803     |
| 平成28年3月31日残高            | 216,253  | 415,738 | △1,110,965 | 1,940,929 | △5,249               | △5,249         | 1,935,680  |

## 1. 重要な会計方針に関する注記

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品…最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）…定額法

その他の有形固定資産……………定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～38年

工具、器具及び備品 4年～15年

無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、主な耐用年数は自社利用ソフトウェアの5年であります。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### (4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度末において年金資産残高が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を加減した額を超えているため当該金額を投資その他の資産の前払年金費用として計上しております。また、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（4年）による按分額を、それぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。



- (5) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法  
特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
  - ② ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段……………金利スワップ  
ヘッジ対象……………借入金の利息
  - ③ ヘッジ方針  
借入金の金利変動リスクを回避するため、金利スワップ取引を行っております。
  - ④ ヘッジ有効性評価の方法  
ヘッジ手段は、特例処理の要件を満たしており有効性はあるため、特段の評価は行っておりません。
- (6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 退職給付に係る会計処理  
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
  - ② 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

|                        |             |  |
|------------------------|-------------|--|
| ① 担保に供している資産           |             |  |
| 建 物                    | 340,375千円   |  |
| 構 築 物                  | 11,104千円    |  |
| 土 地                    | 1,652,866千円 |  |
| 合 計                    | 2,004,346千円 |  |
| ② 担保に係る債務              |             |  |
| 短期借入金                  | 930,000千円   |  |
| 1年内返済予定の長期借入金          | 812,936千円   |  |
| 長期借入金                  | 1,409,511千円 |  |
| 合 計                    | 3,152,447千円 |  |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額     | 2,144,583千円 |  |
| (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 |             |  |
| 短期金銭債権                 | 232千円       |  |
| 短期金銭債務                 | 68,284千円    |  |

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

売上高

261千円

仕入高

574,266千円

販売費及び一般管理費

189,033千円

営業取引以外の取引

営業外収益

80,900千円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

2,252,437株

### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金負債（固定）の発生の主な原因は、固定資産圧縮積立金の積立によるものであります。

なお、評価性引当額は166,097千円であります。

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、法定実効税率は前事業年度の33.58%から平成28年4月1日以降のものについて30.70%に、平成30年4月1日以降のものについて30.47%に変更されています。この結果、当事業年度に計上された法人税等調整額が7,508千円、繰延税金負債が7,273千円減少し、その他有価証券評価差額金が234千円減少しております。

### 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業用車両、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。

### 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

201円54銭

(2) 1株当たり当期純利益

19円5銭

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

株式会社ショクブン  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 松 井 夏 樹 ⑨ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 今 泉 誠 ⑨   |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ショクブンの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ショクブン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

株式会社ショクブン  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 松 井 夏 樹 ⑨ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 今 泉 誠 ⑨   |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ショクブンの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断および理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
    - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年 5月10日

株式会社ショクブン監査役会

|       |         |   |
|-------|---------|---|
| 常勤監査役 | 仲 尾 孝 司 | ⓐ |
| 社外監査役 | 林 一 伸   | ⓑ |
| 社外監査役 | 奥 村 哲 司 | ⓒ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### 期末配当に関する事項

当社は株主の皆さまへの配当につきましては、安定的な配当を維持していくことを基本としております。

当期の期末配当金につきましては、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 株主様に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金4.0円  
総額 38,416,928円
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日  
平成28年6月30日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

当社現行定款の一部を以下のとおり変更したいと存じます。

##### 1. 変更の理由

取締役会の監督機能を強化し、一層のコーポレート・ガバナンスの向上及び意思決定の迅速化を図るため監査等委員会設置会社に移行いたしたく、定款について所要の見直しを行なうものです。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分です。)

| 現行定款           | 変更案              |
|----------------|------------------|
| 第1章 総則         | 第1章 総則           |
| 第1条～第4条 (省略)   | 第1条～第4条 (現行通り)   |
| 第2章 株式         | 第2章 株式           |
| 第5条～第12条 (省略)  | 第5条～第12条 (現行通り)  |
| 第3章 株主総会       | 第3章 株主総会         |
| 第13条～第18条 (省略) | 第13条～第18条 (現行通り) |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(3) 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>(2) 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> | <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (現行通り)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、15名以内とする。</p> <p><u>(2) 当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。) は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(2) (現行通り)</p> <p>(3) (現行通り)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>(2) 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>(3) 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> |



| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第23条～第24条 (省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>第26条 (省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は取締役（議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> | <p>第23条～第24条 (現行通り)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>第26条 (現行通り)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は取締役（議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または<u>電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p><u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u></p> <p><u>第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会規則)</p> <p>第29条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>(2) 当社は<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(<u>監査役および監査役会</u>の設置)</p> <p>第32条 当社は<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p> | <p>(取締役会規則)</p> <p>第30条 (現行通り)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 (現行通り)</p> <p>(2) 当社は<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(<u>監査等委員会</u>の設置)</p> <p>第33条 当社は<u>監査等委員会</u>を置く。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                           | 変更案                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役の員数)<br/> <u>第33条</u> 当社の監査役は、5名以内とする。</p>                                                                                              | <p>(削 除)</p>                                                                                           |
| <p>(監査役の選任)<br/> <u>第34条</u> 監査役は、株主総会の決議によって選任する。<br/> (2) <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>        | <p>(削 除)</p>                                                                                           |
| <p>(監査役の任期)<br/> <u>第35条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br/> (2) <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> | <p>(削 除)</p>                                                                                           |
| <p>(常勤監査役)<br/> <u>第36条</u> 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>                                                                                      | <p>(削 除)</p>                                                                                           |
| <p>(監査役会の招集通知)<br/> <u>第37条</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>                                               | <p>(監査等委員会の招集通知)<br/> <u>第34条</u> 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> |
| <p>(監査役会の決議の方法)<br/> <u>第38条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                           | <p>(監査等委員会の決議の方法)<br/> <u>第35条</u> 監査等委員会の決議は、<u>監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>                    |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変更案                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>                                                                                                                                                                                      | <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p> |
| <p>(監査役会規則)</p> <p>第40条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。</p>                                                                                                                                                                                                     | <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p>              |
| <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                                                                                                                                                            | <p>(削 除)</p>                                                                                                      |
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第42条 当社は、取締役会の決議によって、<u>監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>(2) 当社は、<u>社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> | <p>(削 除)</p>                                                                                                      |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)<br/> <b>第43条</b> 当社は、会計監査人を置く。</p> <p>(会計監査人の選任)<br/> <b>第44条</b> 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(会計監査人の任期)<br/> <b>第45条</b> 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br/> (2) 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(会計監査人の報酬等)<br/> <b>第46条</b> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> | <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)<br/> <b>第38条</b> (現行通り)</p> <p>(会計監査人の選任)<br/> <b>第39条</b> (現行通り)</p> <p>(会計監査人の任期)<br/> <b>第40条</b> (現行通り)</p> <p>(会計監査人の報酬等)<br/> <b>第41条</b> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> |
| <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>(事業年度)<br/> <b>第47条</b> 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p> <p>(期末配当金)<br/> <b>第48条</b> 当社は、株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。</p>                                                                                                                                                            | <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>(事業年度)<br/> <b>第42条</b> (現行通り)</p> <p>(期末配当金)<br/> <b>第43条</b> (現行通り)</p>                                                                                                                                  |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変更案                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| <p>(中間配当金)</p> <p>第49条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第50条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。</p> <p>(2) 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p> | <p>(中間配当金)</p> <p>第44条 (現行通り)</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第45条 (現行通り)</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）7名選任の件

現在の取締役6名は、本総会終結の時をもって任期が満了となりますので改めて取締役（監査等委員であるものを除く）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、その選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員であるものを除く）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式数   |
|-------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1     | かわせいさお<br>川瀬公<br>(昭和15年8月5日生)    | 昭和52年12月 当社代表取締役社長<br>平成15年6月 当社代表取締役会長<br>平成18年1月 当社代表取締役会長兼社長<br>平成19年6月 当社代表取締役会長<br>平成21年5月 当社代表取締役会長兼社長<br>平成22年7月 当社代表取締役社長<br>(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社食文化研究所代表取締役社長<br>事業食サービス株式会社代表取締役社長 | 2, 313, 519株 |
| 2     | おがわのりひで<br>小川典秀<br>(昭和28年7月28日生) | 昭和51年4月 株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行）入行<br>平成15年11月 当社出向<br>平成16年4月 当社入社<br>平成18年6月 当社取締役総務部長兼フランチャイズ部長<br>平成21年5月 当社管理本部長<br>当社総務部長（現任）<br>平成23年6月 当社常務取締役（現任）                                                 | 8, 155株      |
| 3     | くまがいかつとし<br>熊谷勝利<br>(昭和25年1月3日生) | 昭和53年11月 当社入社<br>平成7年6月 当社取締役<br>平成11年6月 当社常務取締役<br>平成12年4月 当社取締役<br>平成13年12月 当社専務取締役<br>平成18年11月 当社常務取締役（現任）<br>平成19年5月 当社仕入製造本部長<br>平成22年7月 当社仕入製造本部長<br>当社フレッシュセンター長<br>平成26年1月 当社仕入製造担当（現任）        | 19, 530株     |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                         | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況                                                                                                                          | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|-----------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 4         | つか もと いち ろう<br>塚 本 一 郎<br>(昭和39年9月21日生)  | 昭和63年3月 当社入社<br>平成17年9月 当社東京支社長<br>平成19年6月 当社取締役<br>平成20年11月 当社営業推進部長<br>平成23年9月 当社営業部長<br>平成25年2月 当社愛知支社長兼業務部長<br>(現任)<br>平成25年12月 当社常務取締役 (現任) | 1,000株            |
| 5         | いち かわ ふさ お<br>市 川 房 男<br>(昭和24年8月7日生)    | 昭和56年2月 当社入社<br>平成13年12月 当社仕入製造部長 (現任)<br>平成15年6月 当社取締役 (現任)                                                                                     | 6,930株            |
| 6         | てら だ えい いちろう<br>寺 田 栄一朗<br>(昭和50年8月10日生) | 平成11年4月 豊田信用金庫入庫<br>平成25年9月 当社入社<br>平成27年1月 当社介護食部長 (現法人部<br>長) (現任)<br>平成27年6月 当社取締役 (現任)                                                       | 一株                |
| 7         | か とう やす ひろ<br>※加 藤 康 洋<br>(昭和40年7月6日生)   | 昭和63年4月 当社入社<br>平成27年4月 当社仕入製造部長 (現任)                                                                                                            | 1,050株            |

- (注) 1. ※の候補者は新任候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。



#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況                                                                                                   | 所有する当社の株式数 |
|-------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | はやし かず のぶ<br>林 一 伸<br>(昭和37年8月8日生)    | 平成2年3月 公認会計士登録<br>平成11年8月 林会計事務所入所<br>平成19年6月 当社社外監査役(現任)                                                                 | 6,808株     |
| 2     | おく むら てつ じ<br>奥村 哲 司<br>(昭和31年8月9日生)  | 昭和63年4月 弁護士登録<br>(愛知県弁護士会)<br>平成9年4月 セントラル法律事務所所長<br>(現任)<br>平成26年9月 当社一時監査役<br>平成27年6月 当社社外監査役(現任)                       | 一株         |
| 3     | おお にし たか ゆき<br>大西 孝之<br>(昭和14年8月12日生) | 昭和41年7月 税理士登録<br>昭和41年11月 大西孝之税理士事務所所長<br>(現任)<br>平成27年6月 当社社外取締役(現任)                                                     | 一株         |
| 4     | はし い しん ご<br>走井 新 五<br>(昭和25年5月8日生)   | 昭和48年6月 広告社株式会社入社<br>平成18年11月 同社取締役就任<br>平成22年11月 同社常務取締役就任<br>平成24年10月 同社常務取締役退任<br>平成24年12月 同社退社<br>平成27年6月 当社社外取締役(現任) | 一株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 奥村哲司、大西孝之及び走井新五の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 奥村哲司氏は弁護士としての専門知識・経験を有しており、これらの知見・経験を当社の経営に活かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。また、上記の理由により監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断しております。なお、同氏は現在当社の社外監査役であり、同氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年9ヵ月であります。また、同氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員候補者であります。
4. 大西孝之氏は税理士としての専門知識・経験を有しており、これらの知見・経験を当社の経営に活かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。また、上記の理由により監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断しております。

なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。

5. 走井新五氏は長年にわたり広告社株式会社の取締役を務め、豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらの知見・経験を当社の経営に活かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。また、上記の理由により監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断しております。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。
6. 林一伸、奥村哲司、大西孝之及び走井新五の4氏の選任が承認された場合、当社は4氏と賠償責任の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

## 第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）及び監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年6月29日開催の第30期定時株主総会において年額2億円以内に、また、監査役の報酬額は、平成6年6月29日開催の第18期定時株主総会において年額2,500万円以内と決議され、今日にいたっておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社になります。つきましては、第2号議案「定款一部変更の件」、第3号議案「取締役（監査等委員であるものを除く）7名選任の件」、第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」の承認可決を条件として、現在の取締役及び監査役の報酬額の定めを廃止し、改めて取締役（監査等委員であるものを除く）及び監査等委員である取締役の報酬額を設定するものです。

取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬額は、経済情勢の変化その他諸般の事情を考慮し、年額2億円以内にさせていただきたいと存じます。なお、使用人兼務の場合の使用人分の給与は含まないものといたします。

また、監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員の職務と責任を考慮し、年額2,500万円以内にさせていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役（監査等委員であるものを除く）は6名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと7名になります。また、第4号議案が原案どおり承認可決されますと新たに就任する監査等委員である取締役は4名になります。

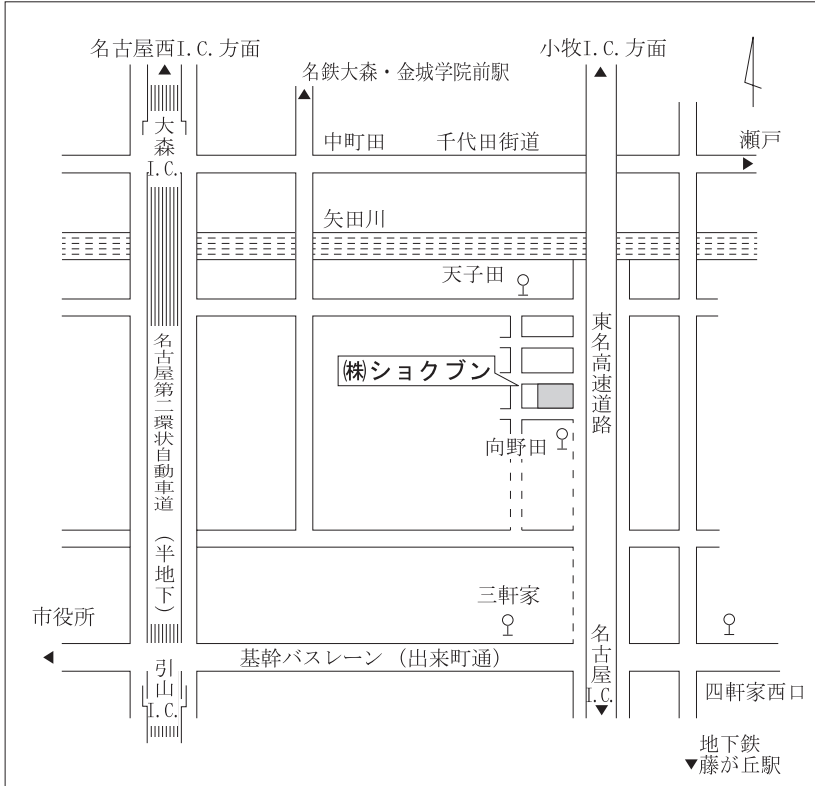
以 上

# 株主総会会場ご案内図

名古屋市守山区向台三丁目1807番地

当社 1階会議室

電話番号 (052)773-1011 (代表)



## 交通機関

名古屋駅より 地下鉄東山線藤が丘行 藤が丘駅下車 乗換  
市バス藤丘11系統印場駅行 (所要時間約15分)  
向野田下車徒歩1分  
藤が丘 (2番のりば) 8:58  
9:30